

TOPICS

公庫や保証協会の保証つきでの「コロナ融資」が9月末で終了するかもしれません

新型コロナウイルスの影響を受けて資金繰りに悩む中小企業のために、国は「日本政策金融公庫」「商工中金」「信用保証協会」を介して「コロナ融資」による資金供給を行ってきました。これら「コロナ融資」のおかげで多くの中小企業は資金繰り悪化の危機を乗り越えてきました。

新型コロナウイルスの状況によって変わる可能性はありますが、その「コロナ融資」が9月末で終了するかもしれません。

1. 2022年7月25日時点で利用可能な主な「コロナ融資」

2022年7月25日時点で利用可能な主な「コロナ融資」制度は以下の通りです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)
- (2) 新型コロナ対策資本金劣後ローン(日本政策金融公庫)
- (3) セーフティネット保証4号(信用保証協会)
- (4) セーフティネット保証5号(信用保証協会)
- (5) 伴走支援型特別保証(信用保証協会)

このうち、(1)(3)(4)については、「受付期間」は今のところ「9月末」となっています。

2. なぜ、「コロナ融資」が終了するかもしれないのか？

日本銀行は、新型コロナ対応の融資を手がける金融機関向けの特別オペを9月に終了する予定にしていますし、中小企業向け資金繰り支援策の終了を模索しています。その理由として、

(1) 支援が長期化すれば金融機関の融資の規律が緩み、将来の金融不安を引き起こす懸念があると指摘がある。

(2) 赤字体質のゾンビ企業の延命につながるなどの批判も根強い。

というものがあからずです。これらは、日銀だけが抱えている危惧ではなく、経済産業省・中小企業庁・金融庁も共通して抱えている危惧でもあるため、「コロナ融資」をそろそろ終了しようとする動きになっているようです。

3. 「コロナ融資」が終了する前にしておくべきこと

コロナ融資がなくなると、新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化している中小・零細企業にとっては資金繰り対策が難しくなります。従って、なくなる前に以下の金融機関対策をしておく必要があります。

(1) コロナ融資の申し込み

新たに資金を必要とする中小・零細企業は、コロナ融資制度が残っている内に新規融資を申し込むべきでしょう。

(2) 据置期間を延ばすための借り換え

新たな資金は必要ないが、これから始まる(もしくはすでに始まっている)コロナ融資の返済が厳しい場合は、借り換えをすることでコロナ融資の据置期間を延ばすことができます。

これらのアクションを行おうとしている事業者は、9月末までに行っておいた方がよいと思います。

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

<https://assistclub.pro/>

